

令和3年横瀬町農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月22日(水) 午前10時から10時43分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(11人)

会長	2番	町田恒夫
会長職務代理者	7番	富田哲夫
農業委員	3番	町田幸広
	4番	町田多
	5番	佐野貞行
	6番	小室寿徳
	9番	若林想一郎
	10番	武藤量司
	農地利用最適化推進委員	第1
第2		荒船敏明
第3		石黒夢積

4. 欠席委員(2人)

1番	加藤虎三
8番	小泉茂樹

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第12号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定申出に関する件

第4 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第6 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第16号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大畑忠雄
書記	小俣敏孝
	長嶋昭浩

7. 会議の概要

議長 皆さん、こんにちは。なかなかコロナ、終息ありつつような気がいたしますけれども、またどんなふうになるか分かりません。経済はめためたのような気がします。そういう中で、農業委員会をこれから始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。本日は、1番の加藤虎三委員、そして8番の小泉茂樹委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告を申し上げます。

本日の出席委員は8名です。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第9回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名申し上げますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

7番、富田哲夫委員、9番、若林想一郎委員、両名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第12号から16号の農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件でございます。

会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第12号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定申出に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第12号の説明の前に、まずは別段面積について整理させていただきます。

農地を権利移動、具体的には農地法第3条による農地の権利取得につきましては、取得後の農地の下限面積が定められており（法第3条第2項第5号）、農地法では北海道を除き50アールとされています。横瀬町においては、農地法施行規則第17条第1項の規定により、地域の実情に応じ、別段

の面積として町内全域で30アール以上と定め運用しております。また、第2項の規定により、新規就農の促進や遊休農地の解消及び発生の未然防止に資するため、農地1筆ごとに1アール以上の下限設定ができるとしていくところでもあります。

議案第12号につきましては、この1アール以上の別段の面積設定についてご審議いただくものでございます。

では、議案第12号の説明をさせていただきます。議案第12号の申出農地の地番は、議案書の地番の欄にあります7筆です。台帳地目、畑と宅地で、現況地目は畑、面積は2,717.49平方メートルです。申出人は、議案書にございますとおり、町内在住の方です。申出理由は、相続により農地を取得したものの、本人では農業ができないことや後継者もいないことから、新規就農者に譲りたいためとのことです。

3ページ目を御覧ください。案内図1で場所についてご説明いたします。申出地の場所は、この地図の右上の赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、芦ヶ久保、木の子茶屋の西、約400メートルのところ申請地になります。この農地と隣接する宅地及び住宅を申出者が所有しておりますが、これらを一括して購入し、就農したい旨の相談があったことから、今回の申出に至ったとのことでございます。

委員の皆様には、農地法施行規則第17条第2項を適用し、今回の申出地を1筆ごとに区域設定し、別段の面積を1アールとするか否かを審議していただくものです。

なお、仮に適用の議決を受けた場合、その後の手続とし、農地法第3条の申請をしていただき、下限面積以外の全ての許可条件を満たしているか審議していただくことが必要となります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の石黒推進委員さん、お願いします。

石黒推進委員 農地利用最適化推進委員の石黒です。上程されました議案第12号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定の申出について所見を申し上げます。

9月17日の午後4時半頃、農業委員の町田委員と現地確認を行いました。場所は芦ヶ久保の日向山地区で、果樹公園村を登っていき、琴平農園と山

の花道の分岐点となる辺りになります。長期間農地として利用されていない様子で、所有者は相続により取得した農地ですが、農業はできないようで、新規就農者に譲るようです。新規就農者によって現在の荒れ地を整備してもらえるのであれば、現在の状況より改善されると見込まれます。また、下限面積の取扱い条件を満たしているので、区域設定後においても問題ないと考えられます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で推進委員の所見を終了します。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の4番、町田委員。

町田委員 ただいま石黒推進委員が述べたとおり2人で現地調査を行い、現地を見てまいりました。芦ヶ久保果樹公園村の中にありまして、今現在は草等が繁茂しているということで、そういうものもきれいになって、次の人が引き続いて耕作いただければ、景観的にもこれから草だったところが整っていくのではないかなと思います。ぜひ皆様方のご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。

以上で担当委員の所見を終了します。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時11分

議長 それでは、再開をいたします。

続いて質疑に移ります。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第12号につきましては、農地法施行規則第17条第2項を適用し、区域を設定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第12号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定申出に関する件につきましては、申出のあった農地をそれぞれ1

つの区域に設定し、別段の面積を1アールとすることに決定をいたしました。

日程第4、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第13号について説明いたします。

議案第13号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は782平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに秩父市在住の方であります。申請理由は、所有権の移転となっております。

5ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、芦ヶ久保地内の国道299号、中井橋の東、約200メートルのところが申請地になります。

この農地につきましては、譲受人が経営する加工施設の目の前にある、別段の面積1アールが設定されている農地であります。この施設では食品を取り扱っていることから、周辺の環境が衛生的に保たれていることが望ましく、この農地につきましても今後果樹を植栽し、農地として適切に管理していきたいとの申請でございます。

審議内容の要点の説明をいたします。農地法第3条第2項第1号「全部効率的利用要件」といたしまして、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地を取得した後、違反転用などの行為がないか、農業従事者や農機具の所有状況はどうか、これまでの営農実績などから全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号「常時従事要件」といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかです。

続いて、農地法第3条第2項第5号「下限面積要件」につきましては、取得後の農地が30アール以上であることです。

最後に、農地法第3条第2項第7号「地域調和要件」といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。

事務局といたしましては、許可基準全てを満たしていると判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。担当委員の石黒推進委員、お願いします。

石黒推進委員 農地利用最適化推進委員の石黒です。

上程されました議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてご所見を申し上げます。9月17日の午後5時頃、農業委員の町田委員と現地確認を行いました。場所は、芦ヶ久保地区の秩父山水の裏になります。長期間、農地として利用されていない様子でした。譲受人はこの土地の近くで会社を経営されている方で、会社近隣が荒れ地で景観もよくないので、今後整備のしやすい栗や柿の木を植えて整備しようと考えているようでした。今後整備された農地として保たれるのであれば問題ないと思います。委員の皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で推進委員の所見は終了します。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の4番、町田委員、お願いします。

町田委員 ただいま石黒推進委員が皆様にご説明させていただいたとおり現地調査を行いました。ちょうど調査しているときに購入をする、譲受人がいました、今の推進委員さんが述べた内容をお話させていただいたわけでございます。今後、今は整備が実際されていないような状況ですけれども、そういったものを植栽しまして、しっかりと管理いただければ、きれいな農地管理ができるので、大変よろしいかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げたいと思えます。

以上でございます。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたしました。

続いて、質疑に移ります。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第13号につきましては、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件に

つきましては、許可することに決定をいたしました。

日程第5、議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第14号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目は宅地で、計画面積は180平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり町内在住の方です。申請理由は、農家住宅・敷地拡張であります。

7ページ目を御覧ください。案内図3で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の右側にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川西15区集落センターの南西約250メートルのところが申請地になります。

今申請地は、地区50年以上の自宅の建て替えを検討した結果、自宅脇にある養蚕小屋を取り壊し、新たな住宅を建築してしまったもので、この養蚕小屋は祖父の代からあり、町道からの進入路もあったことから、農地としての認識がなかったとのことです。建築後、登記等の手続を行う中で農地であることに気づき、始末書を添付しての申請となっております。

農地の区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産者の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、この農地は、令和3年4月の農政総合推進協議会において審議され、令和3年8月に農用地区域から除外されております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員、お願いいたします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。ただいま上程されました議案第14号番号1、農地法第4条の許可申請に関する件につきまして、申請書並びに添付書類を精査し、去る16日木曜日に、地区担当の富田委員が所用のため現地調査ができないことから、事務局の小俣様、長嶋様に現地調査をお願いして、13時30分から現地調査を行いましたので、所見を述べさせていただきます。

当申請地は、川西地内で坂氷交差点から熊谷小川秩父線を秩父市山田方面に進行すると左側にコメリ横瀬店があります。同所東側Y字路交差点を左折進行すると、左側に聖地公園入り口の上り坂で、しばらく進むとS字カーブ右側が申請地で、始末書兼経緯書が添付されており、令和元年に自己資金で新築工事を開始し、令和2年に工事が完了したので、登記等の手続を進める中で、農地180平米に建物を無許可で建築していたことが判明したので、農地法違反を是正するために転用許可申請をするに至ったので、今回の申請を含めた宅地の一体利用面積が839.68平米（約254坪）で、このような経緯を踏まえた委員皆さんの審議のほどをお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、富田委員、よろしく申し上げます。

富田委員 すみません。本日上程されました議案第14号につきましての所見を述べさせていただきます。

建物がもう完成してしまった後に違反転用が判明したという非常にまずい案件となりました。農地パトロールや調査の折に、地図と照らし合わせて、違反であるということを知っていたのですけれども、指摘事項欄にメモとして残してそのままにしてしまいました。担当の農業委員といたしまして反省し、今後気をつけてまいります。皆様のご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長 ご苦労さまでした。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

質疑前に暫時休憩を取ります。

休 憩 午前10時24分

再 開 午前10時26分

議長 再開をいたします。

質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第14号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、日程第6、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第15号番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第15号番号1について説明いたします。

議案第15号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は265平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は自己用住宅で、権利の種類は使用貸借権の設定30年となっております。

9ページ目を御覧ください。案内図4で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の下側にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、おきうね農園の南西約300メートルのところ申請地になります。この農地について使用貸借権の設定を行い、自己用住宅として転用したいとの申請でございます。

農地の区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、この農地は、令和2年10月の農政総合推進協議会において審議され、令和3年2月に農用地区域から除外されております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員、お願いします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。ただいま上程されました議案第15号番号1、農地法第5条の許可申請に関する件につきまして、申請書並びに添付書類を精査し、去る17日に地区担当の小室委員と帯同して、午後4時から現地調査を実地しましたので、所見を述べさせていただきます。

当申請地は、宇根地内のおきうね農園駐車場の西側に設けられている公衆用トイレ南側のY字路右側の上り坂を進行すると、右側に小室建築があり、同東側が本件の申請地で、譲渡人は町内在住で、譲受人も町内在住者

で、申請内容から親子間で30年間の使用貸借権を設定して自己用住宅を265平米の敷地に建築するもので、排水計画書によれば、新築建物の内側の浄化槽から公道に設けられている既存のU字溝に放流するもので、特に問題ないと思いますので、委員皆様のご審議の上、よろしく願いいたします。

なお、添付されている公図の写しからも判明すると思いますが、隣接する農地との筆界のくいが現地調査時に確認できませんでしたことを申し添えさせていただきます、推進委員としての所見を終わらせていただきます。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、小室委員、お願いします。

小室委員 9月17日に荒船推進委員さんと現地のほうの確認に行っていました。荒船推進委員さんのご説明のとおりになり、周辺の農地等には特に影響もないと思いますので、委員の皆さん、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第15号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第15号番号1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続いて、議案第15号番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第15号番号2について説明いたします。

議案第15号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は327平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり秩父市内の法人で、譲渡人は、町内在住の方であります。申請理由は建て売り住宅で、権利の種類は所有権の移

転となっております。

10ページ目を御覧ください。案内図5で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬中学校の南西約100メートルのところが申請地になります。この農地について所有権の移転を行い、建て売り住宅として転用したいとの申請でございます。

農地区分は、隣接する道路に上水道と下水道が埋設されており、500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設、医療施設等があることから、第3種農地と判断されます。

なお、この農地は、令和3年4月の農政総合推進協議会において審議され、令和3年8月に農用地区域から除外されております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員、お願いします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。ただいま上程されました議案第15号番号2、農地法第5条の許可申請に関する件につきましては、申請書並びに添付書類を精査し、去る16日木曜日午後2時30分から、地区担当の加藤委員が病氣療養中のため、事務局の小俣様、長嶋様に現地調査の同行を依頼して現地調査を実地しましたので、所見を述べさせていただきます。

当申請地は、中郷地内の松田医院東側の農地327平米（約99坪）であります。譲渡人は町内在住者で、譲受人は秩父市内の不動産業者が宅地造成後に建て売り住宅として販売するもので、進入路は令和3年4月に審議された秩父市内の不動産業者が建て売り住宅4棟販売予定の位置指定道路が本件申請地に接続されることから、排水計画については排水ますを通して公道に設けられている本下水に放流するもので、特に問題ないと思われまので、委員皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 本来であればここで補助委員の説明をお願いするところでございますけれども、欠席につき省略をさせていただきます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時38分

議 長 再開をいたします。
質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第15号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第15号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。ありがとうございました。

続いて、日程第7、議案第16号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件を議題といたします。

議案第16号について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第16号について説明いたします。

12ページ目を御覧ください。案内図6で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の下側にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬大橋の北西約200メートルのところが申請地になります。本申請は、平成30年3月16日付指令秩農振第5—104号において、農地法第5条の許可を受けた事業の計画変更申請で、変更内容といたしましては、当初5区画での建て売り住宅として許可されておりましたが、結果的に4区画での建て売り販売となってしまったものです。本来であれば、事業計画の変更を行う段階で申請が必要となり、農業委員会で審議の上、意見書を県に進達する承認を得るわけですが、この手続がなされていなかったということで、追認としての計画変更申請となります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

荒船推進委員、お願いします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。ただいま上程されました議案第16号番号1、農地法第5条の許可後の計画変更申請に関する件につきまし

て、申請書並びに添付書類を精査し、去る16日木曜日、地区担当の富田委員が所用のため現地調査を帯同できないことから、事務局の小俣様、長嶋様に現地調査をお願いして、15時から現地調査を行いましたので、所見を述べさせていただきます。

当申請地は、川西地内でみかど農園東側の駐車場北側に位置する5棟の建て売り住宅用地として、平成30年3月16日付指令秩農振第5—104号で許可を得ていましたが、購入希望者の要望に応えるために区画の面積を変更して、5区画販売から4区画販売に変更する事業計画の変更申請で、やむを得ないものと推察されますので、委員皆様の審議のほどをお願いいたします。

なお、本件事業計画の変更申請がされましたが、既に4棟は建築され、それぞれの住宅に居住している実態が見受けられましたことを申し添えさせていただきます、推進委員としての所見を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員、7番、富田委員、お願いいたします。

富田委員 上程されました議案第16号につきましての所見を述べさせていただきます。

こちらは、うちの畑の間近にあるものですから、建築の状況をよく見ておりました。先に南側の2棟が完成して、入居者が住み始めてからしばらくして前の家の建築が始まったのですが、そのときは残りの敷地を見て、3棟はちょっと狭いなという感想を持ちました。それで、出来上がってみると2棟になっておりました。今思えば変更手続を経っていないで、それを指摘するべきでありましたが、大変反省し、もっと注意をしてまいりたいと思っております。皆様のご審議のほどをよろしくお願いをしたいと思います。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第16号につきましては、許可相当とするこ

とに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第16号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時43分)